二十五　第二十二号ロの搬出をした汚染土壌処理業者は、当該搬出した汚染土壌を再処理汚染土壌処理業者に引き渡したとき（当該引渡しのための運搬を他人に委託した場合にあっては、前号の規定による管理票の写しの送付を受けたとき）は、当該汚染土壌を当該汚染土壌に係る要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。第七条第二号及び第十三条第一項第三号イにおいて同じ。）外へ搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該搬出した汚染土壌の当該再処理汚染土壌処理業者への引渡しがされた旨を通知しなければならないこと。

イ～ハ　（略）

二十六　汚染土壌処理施設の見やすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならないこと。

イ～ニ　（略）

ホ　汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌に含まれる特定有害物質による汚染状態

ヘ　自然由来等土壌利用施設にあっては、自然由来等土壌を利用する旨

二十七・二十八　（略）

（記録する事項）

第七条　（略）

一・二　（略）

三　当該汚染土壌に含まれる特定有害物質による汚染状態

四～六　（略）

七　排出水を公共用水域に排出した場合には、第五条第十八号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

八　排出水を排除して下水道を使用した場合には、第五条第十九号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

九　第五条第二十号の規定による測定に関する次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

十　浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、第五条第二十一号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

十一　第五条第二十二号イに規定する場合には、次に掲げる事項

イ　第五条第二十二号イに規定する調査を実施した年月日

ロ～ヘ　（略）

十二　第五条第二十二号ロに規定する場合には、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

（汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請等）

第八条　（略）

2　（略）

3　法第二十七条の五の協議の変更をしようとする国等は、第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項並びに法第二十七条の五の協議が成立した年月日を記載した協議書（次項において「変更協議書」という。）を提出して行うものとする。

4　変更協議書には、法第二十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更が第二条第二項第一号から第十一号まで及び第二十一号から第二十九号までに掲げる書類並びに図面、第三十号に掲げる廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類並びに第三十一号に掲げる書類の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の書類並びに図面をそれぞれ添付するものとする。

二十　第十七号ロの搬出をした汚染土壌処理業者は、当該搬出した汚染土壌を再処理汚染土壌処理業者に引き渡したとき（当該引渡しのための運搬を他人に委託した場合にあっては、前号の規定による管理票の写しの送付を受けたとき）は、当該汚染土壌を当該汚染土壌に係る要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。第七条第二号及び第十三条第一項第三号イにおいて同じ。）外へ搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該搬出した汚染土壌の当該再処理汚染土壌処理業者への引渡しがされた旨を通知しなければならないこと。

イ～ハ　（略）

二十一　汚染土壌処理施設の見やすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならないこと。

イ～ニ　（略）

ホ　汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

（新規）

二十二・二十三　（略）

（記録する事項）

第七条　（略）

一・二　（略）

三　当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

四～六　（略）

七　排出水を公共用水域に排出した場合には、第五条第十三号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

八　排出水を排除して下水道を使用した場合には、第五条第十四号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

九　第五条第十五号の規定による測定に関する次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

十　浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、第五条第十六号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

十一　第五条第十七号イに規定する場合には、次に掲げる事項

イ　第五条第十七号イに規定する調査を実施した年月日

ロ～ヘ　（略）

十二　第五条第十七号ロに規定する場合には、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

（汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請）

第八条　（略）

2　（略）

（新規）